

仕様書

1. 件名

平成 28 年度伝統工芸品の普及促進プロジェクトにおけるテストマーケティング運營業務委託

2. 事業目的

東京都では、伝統工芸の技術を活かしながら、東京の伝統工芸職人とデザイナー等との共同制作により 1 年間をかけて、新しい商品を開発する「商品開発プロジェクト」と、その翌年以降の 2 年間、新しく開発された新商品を広く国内外に P R を行い、テストマーケティングを通じて商品の改善や販路開拓等を一体的・総合的に支援していく「普及促進プロジェクト」の 2 つのプロジェクトが両輪となって推進されていく東京の伝統工芸品の商品開発・普及促進支援事業（東京手仕事プロジェクト）がある。

当業務委託は、平成 27 年度「商品開発プロジェクト」で開発された新商品をテストマーケティングを通じて、より購買につながる商品力の改善や販売力アップのための様々な知見を得ることを目的とし、継続的な販売手法の改善を目指すものである。

尚、当業務委託履行については、以下に掲載する当事業公式ホームページを参照し、事業理念などを踏まえて実施にあたること。

伝統工芸品の商品開発・普及促進支援事業公式サイト

<http://tokyo-craft.jp/>

3. テストマーケティング業務委託内容

- (1) テストマーケティング展開売場の告知、販促、集客業務
- (2) テストマーケティング展開売場の装飾、施工、VMD 業務
- (3) テストマーケティング対象商品の事業者への出品依頼、納品確認、検品、在庫管理、店頭商品管理、返品等、商品管理業務全般
- (4) 販売・調査スタッフの派遣と教育、スタッフのシフト全般運営管理業務
- (5) 委託販売管理、事業者への売上の支払い業務（後述：東急ハンズの場合）
- (6) P O S 分析、店頭調査業務
- (7) テストマーケティング全体の調査分析、各種改善提案等レポート業務

4. 店頭調査、POSデータ分析業務について

下記の点を考慮の上、テストマーケティング業務を行うこと。

- (1) 購買商品と実際の購買顧客層との相関分析（購入者の国籍も考慮）
- (2) 購入理由と非購入理由の分析
- (3) 曜日別、時間別、月別購入動向分析
- (4) 来店目的分析（来店動機、来店トリガー接触媒体、目的買い・衝動買い比率）
- (5) コンバージョンレート（素通り→来店率→商品説明・プレゼンテーション率→クロージング率）
- (6) 新商品の改善や販売アップにつながるお客様の声の収集と分析
- (7) 来場顧客動向と販売レポート（週次・月次・期間全体）
ただし、日本橋三越本店の場合は日次のレポートとする。
- (8) (1)～(7)を考慮の上、テストマーケティング結果と今後の改善提案の方向性をレポートすること。

5. テストマーケティング展開内容

(1) 業務委託期間と実施場所

- ① 平成 28 年 9 月 1 日～11 月 30 日
東急プラザ銀座（7 階） 東急ハンズ運営 ハンズエキスポ
和のコーナー（和 2）（5.05 坪）
営業時間： 11:00-21:00
- ② 平成 28 年 10 月 26 日～11 月 8 日
日本橋三越本店（本館 5 階）「東京手仕事展（仮）」催事スペース
Living Stage (37 m²)+柱前 (10.26 m²)
営業時間： 10:30-19:30

(2) テストマーケティング対象予定商品

平成 27 年度商品開発プロジェクト支援対象商品 14 品目（別紙 1 参照）を予定。
尚、東急プラザ銀座では、販売補完商品として平成 27 年度普及促進プロジェクト
対象商品 22 事業者 33 品目（別紙 2 参照）及び平成 28 年度普及促進プロジェクト
対象商品 8 事業者 8 品目程度（詳細は決定し次第、別途連絡）の中からも当該売
場に適切と思われるものを選定の上、併売も予定する。その際はテストマーケテ
ィング対象商品とエリアを分けてレイアウトすること。

(3) 集客・販促方法について

- ① 各売場の販促方法に関する参考情報（別紙 3 参照）を考慮して、集客方法を提案すること。但し、提案前の各店舗での販促方法の問い合わせに関しては、（公財）東京都中小企業振興公社（以下、公社と言う。）担当を通して、問い合わせをすること。
- ② SNSや当該店舗関係以外のメディアの活用など、各売場の集客方法以外の集客方法で効果的と思われるものがあれば提案に入れること。

(4) テストマーケティング売場の装飾・施工について

- ① 東京の伝統工芸品商品開発・普及促進プロジェクトのブランドテーマである「東京手仕事」のビジュアルイメージを踏襲したVMD展開とすること。
尚、「東京手仕事」のブランドステートメント、ブランドガイドライン、クリエイティブ素材に関しては、当業務委託事業への応募事業者別に別途配布する。
- ② テストマーケティング販売の集客効果をあげるため、出店事業者の実演スペースや製作体験コーナーを設けるなど工夫をすること。
- ③ テストマーケティング売場には装飾・施工の他に、商品に相応しい什器を用意すること。
- ④ 各売場での装飾・施工、またそのための搬入搬出に関しては、各店舗の施工及び搬入・搬出に関する規定に準ずること。また、各売場の装飾については施工前に予め各店舗に意匠の承認を得て実施すること。

(5) 商品の取り扱いについて

- ① 商品の販売は、委託販売とする。
- ② テストマーケティング業務委託会社は、各店舗で定められた販売規定に基づいて、テストマーケティング対象商品及び普及促進プロジェクト商品の産地事業者に対して直接、出品依頼、納品確認、検品、在庫管理、VMD、店頭販売、返品等の作業を行い、テストマーケティング及び普及促進プロジェクト対象事業者の商品販売の取り扱いを円滑に行うこと。
- ③ 商品・在庫管理に関しては、破損、盗難のリスクを最大限低下させる保険に加入すること。

(6) 委託販売管理業務について

- ① 日本橋三越本店に関しては、日本橋三越本店が予め事業者と定めた販売委託契約の掛率と支払条件に基づいて、委託販売商品価格（上代、下代）を設定し、日本橋三越本店が直接各事業者に対して、売れた商品の支払いを行う。
- ② 東急プラザ銀座に関しては、出品事業者が売上の 25% を一律東急ハンズに支払うものとする。但し、1 坪当たり最低売上保証は月額 30 万（販売面積は 5.05 坪）とする。テストマーケティング業務委託会社は、予め東急ハンズと売上仕入契約書、ハンズエキスポ出店条件合意確認書を交わすものとする。尚、最低保証売上未達の場合は、公社に代わって東急ハンズへの最低保証額の支払いを補填するものとする。

（例）売上額が 0 円だった場合の東急ハンズへの支払額

月額最低売上保証額 300,000 円 × 5.05 坪 × 3 カ月 × 25% = 1,136,250 円
売れた商品の支払いに関して東急ハンズは、毎月 1 日から末日までの売上分を翌月末日にテストマーケティング業務委託会社に支払い、テストマーケティング業務委託会社は、東急ハンズからの入金確認後、1 週間以内に各事業会社に支払うものとする。振込に関する手数料は、全てテストマーケティング業務委託会社の負担とする。

(7) 販売・調査スタッフについて

- ① 各店舗でのテストマーケティング期間中は、最適と思われる調査業務が可能な販売スタッフ体制として、営業時間中、最低 1 名以上常駐する（最低 2 名以上でシフトを組む）こと。
- ② 訪日観光客に対応できるように、英語、中国語の対応が可能な販売スタッフ体制をつくること。
- ③ 販売・調査スタッフの教育・研修は、テストマーケティングスタート前に、店舗運営業務に支障がないよう事前に時間を十分にとって行うこと。

6. 過去の実績について

下記の業務において、過去の取り扱い実績があれば提出すること

- (1) テストマーケティング業務運営経験と実績
- (2) 伝統工芸品関連業務取扱実績
- (3) 百貨店・商業施設にての催事運営実績
- (4) 小売店、各種店舗運営業務
- (5) その他、本業務委託に貢献できるとと思われる経験や実績等

7. 契約期間

契約確定日の翌日から平成 28 年 12 月 20 日（火）まで

8. 履行場所

（公財）東京都中小企業振興公社が指定する場所

9. 提出書類の作成要領

（1）提案書類の内容

- （ア）上記「3.テストマーケティング業務委託内容」に関する調査手法とアウトプットやレポーティングイメージの提案
- （イ）各テストマーケティング展開売場の告知、販売促進、集客方法の提案
- （ウ）各テストマーケティング展開売場の装飾、施工イメージ（パース）
- （エ）上記「6.過去の実績について」に関する実績表
- （オ）その他、当業務委託に関して、より効果があると思われる提案
- （カ）会社案内

（2）提案書は、原則 A4 版とする。ただし、図面等は必要に応じ A3 版を折り込んでもよい。

（3）応募者 1 社につき、提案内容は 1 件とする。

（4）提出部数は正本 1 部、副本 6 部を用意すること。提案内容は会社名がわからないように作成すること。会社名がわかる場合、失格となる場合がある。提案額も社名を伏せて提案書に記載すること。

（5）御見積書（自由様式）は、経費内容について項目毎に明細を作成の上、総額を算出する。見積金額は、19,224,000 円（税込）を上限とする。

10. 所有権・著作権等の帰属

本件委託業務に関して受託者が作成したすべての成果物の所有権及び著作権は、公社に帰属する。受託者は著作権者人格権を行使しないものとする。

11. 再委託の取扱い

- （1）この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

12. 契約事項の遵守・守秘義務

- (1) 本契約業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。
- (2) 本契約業務の履行により知り得た個人情報 は 公社の保有個人情報であり、その取り扱いについては、「個人情報に関する特記事項」(別紙 4 参照)を遵守すること。

13. 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項(別紙 5 参照)に定めるところによる。

14. 環境に良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年都条例第 215 号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する

特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に務めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

15. 契約情報の公表

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約(官公庁との契約や競争入札に適さない契約等)のすべて及び契約金額が 250 万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。

(1)公表項目

契約方法(競争・独占・緊急・少額または特定の区分別)、契約種別(工事・委託・物品等の区分別)、契約相手方の名称、契約金額

(2)公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年 1 回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。

なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後 14 日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。

16. 支払い方法

委託業務完了を確認後、請求書を受理した翌月末までに一括して支払う。

17. その他

- (1) この仕様書に疑義が生じた場合は、その都度、公社と協議し定めることとする。
- (2) 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要となる一切の経費を含む。

18. 担当

(公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援部 城東支社
永江、山田、山本
〒125-0062 東京都葛飾区青戸 7-2-5
電話: 03-5680-4631 FAX: 03-5680-0710